

2月17日(月)から申告窓口開設 税の申告はお早めに

所得税や市県民税などの申告時期です。申告に必要な書類をそろえて、早めに提出しましょう。

所得税及び復興特別所得税の 確定申告

■ 前橋税務署
☎027・224・4371

● 申告・相談窓口
日時 〓 (平日) 2月17日(月)～3月



16日(月)(休日) 2月24日(月)・3月1日(日)、9時～16時
会場 〓 K'BIX元氣21まえばし(前橋プラザ元氣21)
その他 〓 期間中は前橋税務署庁舎での申告相談はしていません

● 会場周辺道路の混雑緩和にご協力を
申告期間中は、会場に隣接する駐車場(上図P5)や周辺道路が大変混雑します。公共交通機関か上図P1～P4の駐車場を利用してください。

● 関係書類は国税庁ホームページで
申告書や収支内訳書など、国税の用紙が必要な場合は、下記二次元コードの国税庁のホームページからダウンロードするか、前橋税

務署で取り寄せてください。
● ふるさと納税ワンストップ特例の申請者は申告時に注意
寄附金税額控除に係る申告の特例(ふるさと納税ワンストップ特例)を申請した人が、医療費控除などのために確定申告をする場合は、ふるさと納税の寄附金控除も確定申告に含めて申告する必要があります。

● 医療費控除の添付書類
医療費控除の適用を受ける人は、これまで添付が必要だった領収書に代わって、「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました。なお、医療費の領収書は自宅

で5年間保管してください。
● 公的年金等の受給者は
確定申告が不要
公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の各種所得の金額が20万円以下の場合、確定申告の必要はありません。ただし、外国の制度に基づき国外で支

払われる年金など、源泉徴収対象外の公的年金等を受給している人は申告が必要です。

● 申告に合わせて証明サービスコーナーの業務時間が変わります
確定申告窓口の開設に合わせて、K'BIX元氣21まえばし(前橋プラザ元氣21)内証明サービスコーナーの業務時間を変更します。
日時 〓 2月17日(月)～3月16日(月)の平日・2月24日(月)・3月1日(日)、9時～19時(右記を除く土日は10時～19時)
会場 〓 証明サービスコーナー
☎027・210・2279

● 税理士会の確定申告無料相談
給与所得者や年金受給者(譲渡所得がある人を除く)を対象に、確定申告無料相談を実施。相談は事前の電話予約が必要です。
日時 〓 2月22日(土)9時30分～16時
会場 〓 群馬法科大学ビジネス専門学校(古市町二丁目)
申し込み 〓 2月20日(木)までに関東信越税理士会前橋支部
☎027・234・6131へ

市・県民税の申告

■ 市県民税課
☎027・898・6203

● 申告・相談窓口
期間・会場など 〓 下表のとおり

● 申告が必要な人
1月1日現在、市内に居住し、確定申告書を提出しない人で、次のいずれかに該当する人は市・県民税の申告が必要です。

- ① 営業等、地代や家賃、配当、農業などの所得があった
- ② 給与収入が公的年金等収入のみの人で、所得控除の内容に変更・追加があった
- ③ 所得がなかったか、遺族年金や障害年金などの非課税所得のみで、市内の人の税法上の扶養になっていない。



なお、確定申告を提出した人でも、上場株式の配当所得などを所得税と市・県民税で異なる課税方式(所得税では総合課税、市・県民税では申告不要など)を選択する場合は申告が必要です(選択により国民健康保険料などが変わる場合があります)。

● 申告に必要なもの
① マイナンバーカードか、通知カードなどマイナンバーの分かる物と運転免許証などの身元確認書類
② 印鑑、筆記用具、電卓など
③ 昨年中の所得が分かる物(源泉徴収票や支払調書、事業・不動産所得者は収支内訳書)
④ 各種控除を受ける人は表2のとおり

● インターネットで申告書の作成・印刷ができます

左記二次元コードから市・県民税の試算と申告書の作成ができます。作成した申告書は印刷して市県民課へ郵送するか、持参してください。



表1 市・県民税申告窓口

期日	時間	会場
〈平日〉2月17日(月)～3月16日(月) 〈休日〉2月24日(月)・3月1日(日) (2月24日は市役所市県民税課のみ)	9時～17時	市役所市県民税課
2月20日(木)	9時～11時30分・13時～16時	大胡・宮城・粕川・富士見支所
2月21日(金)		第三コミュニティセンター(総合教育プラザ内)
2月26日(水)		第五コミュニティセンター
2月26日(水)	9時30分～11時30分	第二コミュニティセンター(前橋保健センター内)

表2 各種控除に必要な証明書など^{※1}

控除項目	対象	必要な証明書など
障害者控除	身体障害者手帳などの交付を受けている人	障害者手帳など
	上記を除く65歳以上の人で、介護保険の要介護認定を受け、一定の要件に該当する人(〓 介護保険課 ☎027-898-5863)	障害者控除対象者認定書(申請後審査し、後日郵送で交付します)申請窓口=市役所介護保険課、大胡・宮城・粕川・富士見支所
社会保険料控除(国民健康保険税や介護保険料など)	年金から引き去り(特別徴収)の人	源泉徴収票(遺族・障害年金から引き去りの人は支払通知書など)
	納付書払い(普通徴収)の人	昨年中に支払った領収証書
	口座振替(普通徴収)の人	1月に送付された振替済通知書
医療費控除	医療費が一定額以上ある人	医療費控除の明細書(※2)
	セルフメディケーション税制の適用を受ける人	セルフメディケーション税制の明細書(※2)と一定の取組を行ったことを明らかにする書類
	寝たきりで医師の治療を受けていて、おむつ代を支払っている人	医師が発行するおむつ証明書
生命保険料控除	上記のおむつ代を支払っていて、介護保険の要介護認定を受け、一定の要件に該当し、控除を受けるのが2年目以降の人(〓 介護保険課 ☎027-898-5863)	主治医意見書記載内容確認書(申請後審査し、後日郵送で交付します)申請窓口=市役所介護保険課、大胡・宮城・粕川・富士見支所
生命保険料控除	生命保険料を支払った人	生命保険会社などが発行する証明書
地震保険料控除	地震保険料を支払った人	損害保険会社などが発行する証明書

※1 証明書などを紛失した場合には、各発行元に問い合わせください。
※2 令和元(2019)年分の申告までは、従来通り領収書の添付が提示によることもできます。